

私立幼稚園預かり保育等推進事業補助金取扱要領

1 預かり保育の推進事業

項目	取扱内容	提出書類
① 通常の預かり保育	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 預かり保育を通常の教育時間終了後、一定以上の日数において1日2時間以上預かり保育を開設する幼稚園等とする。 ・「一定以上の日数」とは、開園日の4/5以上の日数とする。 ・「預かり保育を開設」とは、当該幼稚園等の年間計画等に明記したり、預かり保育の募集案内等を通じて保護者に周知するなどにより、預かり保育を実施することを明示していること。ただし、当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等、預かり保育を実施している実態を伴わない場合は、預かり保育を開設したとは認められない。</p> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 1日平均の預かり保育時間の算出方法 6月及び10月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間を合計した数を、当該日数で除した時間とする。</p> $\left[\frac{\text{6月と10月の預かり保育実施時間合計}}{\text{6月と10月の預かり保育実施日数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育時間} \right]$ <p>(5) 1日平均の預かり保育担当者数の算出方法 6月及び10月に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計した数を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left[\frac{\text{6月と10月の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{6月と10月の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right]$	<p>① 預かり保育実施調書</p> <p>② 預かり保育実施予定内容が確認できる年間計画書等</p> <p>③ 募集案内等、保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>④ 預かり従事時間記録表</p> <p>⑤ その他必要と思われる関係書類</p>
② 長期休業日預かり保育	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 長期休業日（園則等に定める夏季休業期間のうち、土、日、祝日を除いた日を指す。以下同じ。）において1日2時間以上継続的に実施し、かつ、10日以上預かり保育を実施している幼稚園等とする。</p> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 長期休業日に預かり保育を実施した日の1日当たりの預かり保育担当者数の算出方法 夏季休業日（土、日、祝日を除く。）に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left[\frac{\text{夏季休業日の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{夏季休業日の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right]$	<p>① 長期休業日預かり保育実施調書</p> <p>② 募集案内等、保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>③ 預かり従事時間記録表</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>

③ 休業日 預かり 保育	<p>(1) 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象としたものに限る。</p> <p>(2) 休業日（通常保育を実施しない日を指す。ただし、長期休業日を除く。以下同じ。）において1日2時間以上継続的に実施し、かつ、年間19日以上預かり保育を実施している幼稚園等とする。</p> <p>(3) 子ども・子育て新制度へ移行した私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に認定された子どもを預かっていない時間については算定から除くこと。</p> <p>(4) 休業日に預かり保育を実施した日の1日当たりの預かり保育担当者数の算出方法</p> <p style="padding-left: 40px;">休業日に実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を、預かり保育実施時間数の合計で除した数（少数点第一位を四捨五入）とする。</p> $\left[\frac{\text{休業日の預かり保育担当者従事時間数合計}}{\text{休業日の預かり保育実施時間数合計}} = \text{1日当たりの預かり保育担当者数} \right]$	<p>① 預かり保育実施調書</p> <p>② 募集案内等、保護者に預かり保育実施を周知していることが分かる資料</p> <p>③ 預かり従事時間記録表</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
-----------------------	---	--

2 学校安全の推進事業

項目	取扱内容	提出書類
学校安全の推進	<p>火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）、原子力災害等の災害及び防災についての学習、防犯、交通安全等についての学習、救急救命法や命の大切さについての学習、災害発生時の避難経路や避難行動・態度に関する学習（消防関係法令に基づく避難訓練のみを実施する場合を除く。）などを補助申請年度において実施していること。</p> <p>1 学年全員若しくは複数学年全員が年に計2回以上の取組があること。</p> <p>なお、同一の取組を複数回行う場合も含む。</p>	<p>① 学習内容を示す資料の写し（実施計画書等）</p> <p>② 当該学習の実施状況を証する資料（写真等）</p> <p>③ 経費の内訳書</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>
学校施設・通園路等の安全確保の推進	<p>補助申請年度において、スクールバスにおける警備員等の配置、登降園時における交通安全指導員等の配置等、学校施設又は通園路等の安全確保に関する取組を補助申請年度において実施していること。</p>	<p>① 実施内容を示す資料の写し（実施計画書等）</p> <p>② 実施状況を証する資料（写真・報告書等）</p> <p>③ 経費の内訳書</p> <p>④ その他必要と思われる関係書類</p>

附 則

- 1 この要領は、平成30年1月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月27日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月9日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。